

第 35 回石巻市新型インフルエンザ等対策本部会議 会議要旨

日 時：令和 3 年 2 月 8 日（水）10：30～10：55

会 場：防災センター 2 階 多目的ホール

次 第

[報告事項]

1 石巻市内における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（健康部）

■市内のクラスター 5 件

- ・カラオケステーション丸新丸 陽性者 7 名
- ・石巻工業高等学校 陽性者 10 名
- ・工場（食料品製造業） 陽性者 7 名
- ・石巻高等学校 陽性者 26 名
- ・児童関連施設 陽性者 7 名

■患者発生状況

市内感染者 163 名【2/6 現在】 ※患者の概要は別紙参照

■国の対応（主に厚生労働省）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法等の改正（緊急事態宣言下での制限や入院拒否者に対する過料など）（2/3 公布・2/13 施行）
- ・緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（2/2）
※10 都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）
○期間：1/8（金）～3/7（日）

■市民への周知・相談体制等の整備

- ・健康部内に「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置（1/14～）

■新型コロナウイルスに関連する生活・経済支援策等

- ・石巻市観光客誘客促進支援業務（レッツゴー石巻）商品販売期間の延長及びクーポン追加付与等について（1/27 第 20 回庁議）
- ・住居確保給付金支給事業の支給期間の延長について（1/27 第 20 回庁議）

----- 異議なし -----

2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について（健康部）

2 月 2 日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施する区域を変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を延長することとされた。

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日（岐阜県、愛知県、京都府、大阪市、兵庫県及び福岡県については、同月14日）から3月7日までとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域


埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域

----- 異議なし -----

3 新型コロナウイルス感染症にかかる「市主催イベント等の基本的な考え方」について
（健康部）

国及び県から、2月4日付け事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の催物の開催制限等についての方針が示されたことを受け、本市においても、国及び県の方針と同様の取扱いとする。

■市主催イベント等の緩和の目安（基本的な考え方） ※基本的に現在の取扱いを維持

時期	イベントの種類	収容率（※1）	人数上限（※1）	全国・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
令和3年2月5日から 令和3年3月7日まで  期間延長	大声での歓声・声援等が想定されないもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注）	100%以内 （収容定員がない場合は密が発生しない程度の間隔）	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%	「中止を含めて慎重に検討」 ※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超える場合は、「事前相談」に係る対応を行う。
	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%（※2）以内 （収容定員がない場合は十分な間隔（1m））	②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人	

----- 異議なし -----

[その他]

- 1 庁舎内の感染予防対策及び市職員の感染症発生時の感染拡大防止マニュアルについて（健康部）
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第三次補正予算について（復興政策部）

○第36回対策本部会議日程

[日時] 3月開催予定 [会場] 防災センター2階 多目的ホール

以上